

「ふぐ処理師免許に係る審査基準の一部改正（案）」に
対する意見と県の考え方

千葉県健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年3月24日(金)～4月24日(月)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
ふぐ処理師が全国統一ルールとなっていく中で、処理師が除毒した安全なミガキフグや刺身やチリ用切り身などを使って調理や販売する行為について届け出（流通経路など）をさせることは廃止してもらいたい。	いただいた御意見については、全国的な資格者の認定要件見直し状況も踏まえ、今後、制度見直しの際の参考にさせていただきます。